



23号
2012年
4月22日

運営委員リレー巻頭言III：さすらいの運営委員日記

2012年4月1日に民法改正が施行され、面会交流が民法の中で明文化されたものの、家庭裁判所が親子を引き離すという実態はありません。日本で行われている親子引き離しは、日本の文化の特異性ということではなく、明らかな人権侵害です。

英語でJusticeという言葉があり様々な訳しがありますが、主に正義という意味です。アメリカでは最高裁判所のことをSupreme court of Justiceと言います。アメリカでは文字通り正義という意味が色濃く反映されています。日本の法務省もMinistry of Justiceと英語表記していますが、日本における親子引き離しの裁判所の行為に触れるにつれ、この問題における日本の法の正義とは何であるのか強い疑念を感じざるを得ません。子どもの連れ去り大国とも揶揄され世界各国から猛烈な批判を受ける様な現在の家裁の対応は、はたして法の正義を実現しているのでしょうか？親子の絆よりも大切なものが、この世にどれだけあるのかと思いますが、親子の絆は今日も日本では破壊され続けています。

私たちが求めているのは、欧米諸国並みの人権です。婚姻中に同意なく子を連れ去る者、片親を家から追い出する者が、ほぼ監護権・親権を確実にする日本。子どもをいきなり連れ去られた者、家から追い出された者、片親との関係を断絶された子ども、こうした方々は明らかに人権を侵害されています。欧米の裁判所は人権が奪われそうになった際、人権が奪われない様に守ってくれます。親子が引き離される様なことを裁判所は法の正義の下に認めません。しかしながら、日本の裁判所は奪われたままの人権を、奪われたままの状況で固定化しようとします。

最近ではようやく日本のマスコミもこの問題をかなり取り上げてくれ、ありがたい限りです。しかしながら毎年15万人(推定)の子どもが父親もしくは母親との関係を断絶されながらも、この体制を維持・強化してきた日本という国に自浄能力はあまり期待できないとも感じます。アメリカでは、北朝鮮の拉致問題と、日本の子どもの連れ去り問題は、同列の人権侵害と見なされており、アメリカの政治家もそうした発言をしています。1年以上前から準備されてきた日本を最大のターゲットとする制裁法も成立に向け、米国議会で審議されます。しかしながら日本でこうした事実はあまり報道されず、問題視されていません。日本は問題を隠すことが極めて上手い国ですが、現状を抜本的に変えないまま、いつまでそれを続けることができるのでしょうか？子どもたちの最善の利益、子どもの福祉という言葉の意味や定義を日本の家裁ははつきりと示し変革すべきです。

親子を引き離す家裁の状況を変えるには、法律を変える、海外に日本人の権利侵害を発信する、日本のメディアにもより取り上げていただくことが重要と個人的には考えています。そのためには陳情、デモ、シンポジウムの開催が大切と考えています。陳情につきましてはここでは触れませんが、4月のデモは海外メディアが撮影をしてくれました。日本財團で開催されたシンポジウムではアメリカ・カナダ・フランス・オーストラリア・ニュージーランドの大企業から多くの方々に参加いただきましたとともに、浜田和幸外務大臣政務官から心強いスピーチを頂戴しました。また、米国下院議員のクリス・スミス議員から頂戴した長文メッセージも披露されました。英語中心で、後半は同時通訳無しであったため参加いただいた日本人の方々に申し訳ないと感じる部分もありましたが、内容は極めて濃いものがありました。

日本の現状を変えるには、親子が引き離されない諸外国に学ばざるを得ないこともあります、今後とも外国人の方々と連携するとともに、皆さんにも外国人の方々と直接接していただき日本の異常性を感じてもらいたいと思います。私たちが求めていることは世界では極めて当たり前なことであることを強くご理解いただけると思いますし、それが皆さんの日本を良い国に変えようという強い気持ちを支えるものにもなると思います。皆さん、頑張っていきましょう！！

運営委員（国会担当） 平田晃久

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

e-mail : info@oyakonet.org HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費 2000円

ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号002 普通預金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



禍なるかな「法律家」よ！

1 「親権侵害」は違法ではない？

民法第818条3項は、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」と定め、同第820条は、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定している。すなわち、婚姻中は、「共同親権」「共同監護」である。また、離婚について協議離婚を原則としており、離婚後は単独親権（民法819条）になるからこそ、「離婚後の監護に関する処分」について条文が規定されている（民法766条）。すなわち、離婚後は「単独親権」「共同監護」というのが民法の前提である。

ところが、実際には、離婚後の監護問題を含めて夫婦が協議する過程を経ないで、離婚を仕掛ける配偶者が一方的に子の「身柄」を拉致し、他方配偶者と子の交流を遮断することから離婚紛争が勃発する。すなわち、共同親権者的一方が子どもを連れ去ると、他方は、子どもに会うことさえままならなくなり、「家庭破壊」にさらされた配偶者こそ悲惨である。

しかしながら、離婚成立前はたとえ別居になつても、法的には「共同親権」「共同監護」である。そうすると、未だ親権者である他方配偶者の親権の行使を不可能にさせることを適法と解する余地はないはずである。それにもかかわらず、弁護士も裁判官も、このような一方配偶者による他方配偶者の親権侵害行為を違法と認識しない。欧米では、このような親権侵害は誘拐罪に該当するなど犯罪行為とされていることと比較すると、日本では、親権・監護権が「親の固有の権利」と認められていないのだと思われる。現に、離婚後の単独親権制では、裁判官が「子の福祉」の見地から片親の親権・監護権を合法的に剥奪している。しかし、「固有の権利」とは、奪うこととも、放棄することもできないものを言うのである。

2 「単独親権制」の逆襲 — 大阪2児放置死事件

ワンルームマンションに幼い姉弟（当時3歳と1歳）を放置して餓死させたとして、殺人罪に問われた母親（24歳）に懲役30年が言渡された（大阪地裁3月16日）。判決の報道によれば、被告は2009年5月に自らの浮気がきっかけで離婚した後、子どもを引き取ったものの、風俗店で働き始めてから2か月後の10年3月以降、現実から逃避してホストクラブの男性宅に連日外泊し、6月に帰宅した際、衰弱した2児に十分な食事を与えずに再び外出し、6月下旬に死亡させた。2児が苦しんでいた時、現実から目を背けて男性と遊び、遺体発見後も遊興したという。そして、判決は、最後に「子育てに苦しむ親に社会が理解と関心を示して協力することを願う」とし、行政を含む社会全体が児童虐待の発見と防止に一層努めるよう求めている。

これって、何かおかしくないですか？ 2児の父親は、どうしていたのかしら？ この被告は「子育てに苦しむ親」なの？ 行政や社会全体は児童虐待の発見と防止に努めよ、ですって？ 裁判官は法律家なのに、こういう事件に直面してなお「単独親権制」に疑問を持たないらしい。

考えてみれば、親権・監護権は「親の固有の権利」ではないのだから、奪われるだけでなく、放棄だってできる。2児の母親も、父親も、「親業=ペアレンティング」を放棄している。つまり、「単独親権制の逆襲」というべきことで、2児を殺したのは「単独親権制」にほかならない。

3 法執行の現場 一人間不在

親権者指定・監護者指定・子の引渡・面会交流など「子の監護をめぐる処分」を行う裁判官は、当該子どもの養育に全く責任を負わない。ただ、「子の福祉」をお題目にして、単独親権・単独監護を貫徹させるだけである。

しかし、日本の官僚裁判官が、「子の福祉」とは何かを理解しているとは思えない。それは、裁判官だけでなく弁護士も同じで、家族法を学ばずに法曹になるし、何よりも現行法を絶対的与件として疑わない思考方法のせいで、現実に対する感受性が欠如している。「子の引渡し」の強制執行や人身保護請求事件の現場で、泣き叫ぶ子どもを権力的に連れ去る（これは「司法拉致」というほかない）ことに「正義の実現」という高揚感を覚えるなら、人間として倒錯している。ナチスのホロコーストも現実の執行者がいればこそと考えれば、日頃から、こういう非人間的なことができる「人」を許さない対応が重要だと思う。なぜなら、つまるところ、その人の「人間性」「倫理」「良心」の問題だからである。

とはいって、このような「現場」が出現するのは、「単独親権制」に起因する。つまり、父母のうちどちらかが親権・監護権を失うとなれば、「椅子取りゲーム」のように、子の「身柄」の争奪になるのは必然である。それにもかかわらず、40年にわたって離婚問題に取り組む杉井静子弁護士は、「親の権利ばかりを振りかざすのではなく、子どもの幸せを最優先に考えるべきだ」と話している（読売新聞2012.4.2）。しかし、これは、原因と結果を逆転させている。「単独親権制」を廃止しないで親に説教しても、子の「奪い合い」を沈静化することは期待できない。

[3ページに続く]



[2ページより]

4 誰のための司法？ — 「当事者主権」

日本の弁護士は、依頼者との関係が異常だと私は思う。紛争を抱えた当事者は、幸せになるために弁護士に相談や依頼をするのだから、何が依頼者の利益かについて判断するのは、依頼者本人のはずである。しかし、多くの弁護士は、素人である依頼者にはその判断ができないとの前提に立って、弁護士が「依頼者のため」に弁護方針・内容をすべて決定し、依頼者に押し付ける。しかも、驚くべきことに、その弁護士の判断自体が現行法の解釈として間違っていることが少なくない。そして、弁護士が有効な助言や方策をしないで依頼者が窮地に陥ると、依頼者を見棄てて自己保身を図る。弁護士の法的援助が真に必要となる土壇場で逃げるのである。

このような弁護士と依頼者の関係は「弁護士主権」というべきもので、これでは依頼者だけでなく、相手方当事者や関係者を不幸にする。こんなことは、私はできない。私にできることは、紛争の全体像を明らかにしたうえで、具体的な解決方向や方法について依頼者と協議し、依頼者自身の主体的力によって解決できるように援助することである。したがって、依頼者の意向や決定を尊重するのは当然である。すなわち、「当事者主権」である。



コラム 先達の言葉

かつて全米女性団体（National Organization for Women）の会長であったKaren Decrowの有名な言葉を紹介します。少し古いですが、アメリカの様々な州が今日の共同親権もしくは共同養育に移行するにあたり、最も強い影響を与えた言葉です。

"If there is a divorce in the family, I urge a presumption of joint custody of the children. Shared parenting is not only fair to men and children; it is the best option for women. After observing women's rights and responsibilities for more than a quarter of a century of feminist activism, I conclude that shared parenting is great for women, giving time and opportunity for female parents to pursue education, training, jobs, careers, profession and leisure. There is nothing scientific, logical or rational in excluding men or forever holding women and children as if in swaddling clothes in an eternally loving bondage. Most of us have acknowledged that women can do everything that men can do. It is time now for us to acknowledge that men can do everything women can do."

和訳：「もし離婚をする様なことがあるならば、共同親権とすることを強く勧めます。共同養育は男性や子どもにとって公正なだけでなく、女性にとっても最善の選択です。女性の権利や責任に対するフェミニスト活動を、四半世紀以上も見つめてきた結果、私は共同養育は女性にとって素晴らしいと結論づけます。それは教育・訓練・仕事・キャリア・専門・レジャーを求める女性親に時間と機会を与えるものです。男性を除外し、女性と子どもだけが永遠の愛の絆の衣服で包まれているかの様なことを示す、科学的・論理的・合理的な根拠は一つとして存在しません。私たちの殆どは、女性には男性ができるることは全てできると認識しています。今、私たちも男性には女性ができるることは全て出来ると認める時です。」

(2012. 4. 20 弁護士 後藤富士子)



「単独親権制」という不正義に乗っかったまま、親に説教したり、引渡し強制執行や人身保護請求に尽力する弁護士が跋扈しているかぎり、日本の親子は幸せになれるはずがない。しかし、そのような弁護士しかいないとすれば、問題は当事者に返ってくる。当事者が依頼しなければ弁護士業は成り立たないのだから、弁護士を鍛え育てるのも依頼者なのである。

翻って、当事者は、国の主権者であり、最高裁判事をリコールする国民審査権も有している。さらに、裁判員制度や検察審査会制度など、司法を動かす側に参画するようにもなった。すなわち、司法や法制度は、もはや専門家の独占物ではないのである。したがって、専門家の横暴に怯むことなく、「自分の人生は、自分が支配する」という自律の精神を涵養しながら立ち向かえば、司法を幸福追求の道具とすることができるのである。

(2012. 4. 20 弁護士 後藤富士子)

(平田晃久)

親子ネット講演会シリーズ第2回

親子引き離しの元凶 『DV悪用』『診断書悪用』を追及する！

平成24年2月19日に、文京シビックセンターで開催された、標記講演会に参加しました。講演と討論の内容を報告します。

1. 開会趣旨説明（藤田尚寿 親子ネット代表）

親子ネット発足当時、この問題をインターネットで検索してもなかなかヒットしませんでした。現在は多くの団体が設立され、様々な情報も入る状況になってきました。民法改正（面会交流の明文化）、ハーグ条約の批准と少しずつ離婚後の親子のあり方が問われ始めました。しかし、残念なことに約2/3の親子が離婚後、生き別れになってしまっています。面会交流拒絶の3大理由は「監護親が会わせたくない」「子どもが会いたくないと言っている」「DVが有る」です。真のDV被害者は法で保護されなければならないが、DVの判断基準が曖昧なことを悪用している事例、これがDVなのかと疑問に思われる事例があります。DVの悪用を防ぎ、親子が引き離されないようにしていきたいと思います。

2. 「おかしなDV」「おかしな診断書」の実例報告（印旛一帆 親子ネット運営委員）

調査にあたっては客観性を重視し、①相手方の提出した書面に書かれている「行為」を調査する。②事実かどうか判らないので「真偽の判断」はしない。③客観的に見て「DVかどうか」のみを考察する。④「事実確認」と「判断基準」の重要性を指摘するとの観点から今回の調査報告が行われました。以下事例紹介。

事例1. おかしな診断書（診断書とカルテの内容が異なる。）

診断書には「混合性不安うつ障害」と記載があったが、夫側がカルテを入手するとカルテの内容と診断書の内容が異なり、その診断名が疑われた事例。なお、この診断書は裁判所から認められなかった。

事例2. おかしな診断書（医師の署名のない意見書）

医師による意見書が出されていたが、一方の当事者だけの意見が書かれており、内容も明らかにおかしい。更に、医師の署名も日付の記載もない事例。

事例3. おかしな診断書（本人が受診していない？）

患者本人（夫）が受診しておらず、妻の供述のみで診断書が発行されたと推測される事例。受診者（夫）の保険証No不明となっていた。

事例4. おかしなDV（どちらがDV？）

家庭生活で妻が決めているルール（夫が開けることが出来る引き出しは3つまで）を夫が破ったことをもって、妻側がDVだと主張した事例。

事例5. おかしなDV（通常の家庭生活）

「夫が寝起きの悪い妻を毎朝起こしていた」「妻が部屋の中で洗濯物を畳まなかったので、夫が注意した」「首都高を運転中に夫が無言であった」ことなどで、妻がDV、又は離婚事由であると主張した事例。

3. 解説「診断書の問題点とはどのようなものか」（青木聰 大正大学教授、臨床心理士）

診断書には「患者特性、診断名、初診日（発症日）、症状経過、治療方針、処方内容、医療機関情報（医師の自署捺印、診断日など）」の記載が必要であり、診断書はカルテと整合していかなければならない。

「おかしな診断書」を出された場合、カルテの入手や、記載内容の不備を指摘することが有用である。DSM-IV（精神疾患の分類と診断の手引き）にはPTSD、適応障害、全般性不安障害、混合性不安拗うつ障害など、離婚裁判で出てくる精神疾患の明確な診断基準が記載されている。例えば、PTSDの診断基準の一つ「実際にまたは危うく死ぬ、または重傷を負うような出来事……を体験し、目撃し、または直面した」とあり診断基準は明確である。離婚紛争で使われるPTSD等の精神疾患の診断書は、その判断基準が明示されていないことがある。これらの診断書を裁判官がどう扱うかが大切。医療現場で使われる診断書は本来、権威の有るものであり、先ほどの事例紹介で提出された診断書は、かなり特殊で信憑性が疑われるものである。しかし診断書というだけで、裁判官がこれに寄りかかってしまうことに問題がある。アメリカでは裁判用の診断書の書式が定まっており、日本でも書式化が必要である。

4. DVの主張に対してどのように対応すべきか（江川剛 弁護士）

DV防止法における「配偶者からの暴力」は①配偶者からの身体に対する暴力、②配偶者からの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動の二つが定義されている。保護命令は①と「生命等に対する脅迫が認められる場合」のみに適用されることになっているが、直接的な身体的暴力がなくても、PTSDになったとして保護命令が発令された事例もある。DV防止法は刑法でないため、要件が明確でないところに問題がある。更に「保護命令は口頭弁論又は相手方が立ち合うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない、但し、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある時はこの限りでない」とされている。通常の裁判では相手方に反論の証拠を提出させて判断するが、DV防止法はこれを省略できるのも問題である。

DVを主張された場合の対応の留意点としては、①DVの具体的な事実の特定（日時、場所、態様）させること、②保護命令申立の有無（されていた場合はその主張の内容、されていない場合はなぜ、申立てされていないのかを確認すること、③心身に生じたという「有害な影響」の特定させること、④診断書の作成経緯、記載内容の正確性を確認し、可能なかぎりカルテ

〔5ページへ続く〕

[4ページから]

を入手すること、⑤意見書にはこちらからも反対の意見書を出すこと、⑥相手方の主張自体の不合理性、変遷を確認すること、⑦虚偽のDV主張に対しては慰謝料請求等で対抗することがあげられる。DVを主張された場合の対応の留意点としては、①DVの具体的な事実の特定（日時、場所、態様）させること、②保護命令申立の有無（されていた場合はその主張の内容、されていない場合はなぜ、申立てされていないのかを確認すること、③心身に生じたという「有害な影響」の特定させること、④診断書の作成経緯、記載内容の正確性を確認し、可能なかぎりカルテを入手すること、⑤意見書にはこちらからも反対の意見書を出すこと、⑥相手方の主張自体の不合理性、変遷を確認すること、⑦虚偽のDV主張に対しては慰謝料請求等で対抗することがあげられる。

5. 全体討論

藤田代表；DVの判断基準はどうあるべきか、DVがある場合の面会交流はどうあるべきか、被害者の主觀だけでDVが主張されていないか、について皆さんのご意見をお聞きかけ頂きたい。

江川氏；裁判官が判断することになるが、実際これがDVかと疑問に思うこともあり、誇張されていることもある。

津田氏（ジャーナリスト）；取材した限りだが、夫が妻からDVを受けている例が多くなっている。また精神的DV、経済的DVの乱用、悪用が問題である。一部の団体、弁護士が唆し、本人に自覚が無くても、相談する内に自分がDVを受けていると思い始めるケースがある。

鈴木副代表；アメリカの事例として夫婦げんかで妻が警察を呼んだが、警察はその時点で騒いだ妻の方を直ちに勾留した。アメリカでは男女の区別なく拘束される。

印旛氏；アメリカでのDVに対する対応状況はサンフランシスコ日本総領事館のHPでよくわかる。かなり厳しく、適切に対応されている。

スティーブ氏；アメリカでは証拠があれば逮捕される。DVには身体的、精神的DVも含まれる。脅し、物を壊す、行動を全てコントロールするなどもDVに含まれる。離婚にあたっては、どちらの親が適切かをアピールするのがアメリカ。本当のDVをきちんと取り締まることが大切。

山本氏（弁護士）；虚偽のDVには二つのパターンがある。ひとつは事実の嘘、もうひとつは事実は有ったが、大したことのないものを、より集めて主張するパターンである。DVとモラハラの基準も曖昧で、DVとPTSDの因果関係の判断は裁判所の問題である。

藤田氏；モラハラとDVの基準が不明確でないか。また裁判ではDVを理由に面会交流が禁止されている。DVがあった場合、虚偽のDVがあった場合どうしていくのか。

印旛氏；一部のカウンセラーは「あなたが嫌と思ったことは全てDVなのよ」等とアドバイスしている。

青木氏；アメリカでは全く会わせないとの判決はほとんどない。DVがあっても、専門家が監督しながら面会交流を実施している。診断書の確定記載事項が明確

化されているか、DSM-IVでチェックしてみる必要がある。おかしな意見書、診断書には異議申し立てを行うことが重要。

江川氏；裁判で証拠がない中で認定されることはあってはならないこと。曖昧なまま無責任に結論を出している。労災については判例が積み重なって認定に関する通達が改正されてきた。DVも基準をはっきりさせが必要。子供に会えない、親権を取られた、DV加害者とされた人の被害を第三者に伝えきれない。

津田氏；民事でDVを取り扱うのは反対。DVをでっちあげる団体、弁護士もいる。女性が被害者、男性が被害者などとの主觀による主張では事実が見えない。ジャーナリストとしては両方から聞くことが必要だが、女性からこの問題はなかなか聞けない。実態を表に出さないといけない。

山本氏；この問題に対して裁判所は、ばくっとしている。子どもの福祉とはなんなのか、DVの夫に会わせないことがいいことなのか、子どもには良き父親であることもある。DV防止法の主張は夫と専業主婦の時代、20年前の状況を背景としている、今後、研究を重ねて行く必要がある。

6. DV防止法を悪用した「子ども連れ去りと親子の引き離し」の禁止を求めるアピール

鈴木裕子親子ネット副代表より、下記の4点をポイントとした声明文が読み上げられました。

- ・DVの客観的判断手順の作成
- ・保護命令の運用改善
- ・親子引き離しに繋がる行政支援措置の禁止
- ・DV法悪用への罰則強化

7. 感想

「DVは悪いことだ、子どもの福祉は守られなければならない」に反対する人はいません。大切なことは「何がDVなのか？」「何が子どもの福祉なのか？」の判断基準を明確に定めることです。日本の司法はそれを曖昧にしてきました。また親子の引き離しという重大な人権侵害が、公にされてきました。今回の講演会は、法を整備し、基準を定めることにより、眞のDV被害者が守られ、DV冤罪者が守られ、子どもが守られ、人権が守られる社会を実現しなければいけないとの重要性を強く気づかせてくれたものでした。自分の娘のため、この運動を推進するメンバーとその子どもさんのため、将来、両親が離婚してしまい、片方の親と引き離されてしまう恐れがある子どものために頑張るぞ！

（中野道隆）



DV講演会でのアピールを関係機関に送付しました！

2月19日に行われました講演会での成果をまとめてアピールを作成し、3月17日付で、関係する各機関に送付しました。送付先は次の通りです。最高裁判所長官、最高裁判所家庭局長、野田佳彦内閣総理大臣、小川敏夫法務大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、中川正春内閣府特命担当大臣、宇都宮健児日本弁護士連合会会長、原中勝征日本医師会会长、鹿島晴雄日本精神神経学会理事長。

DV防止法を悪用した「子どもの連れ去りと親子引き離し」の禁止を求めるアピール

私たちは、殴られたり、蹴られたりして傷ついている「真性DV被害者」が存在すること、それの人たちを救済するために、DV防止法が必要であることを理解しています。

しかし、親子引き離しの問題では、DV防止法を悪用した事件が繰り返されており、当会にも悪用されているとしか言いようのない会員が、多数存在します。特に精神的DVに関しては、「あなたが嫌だと思ったら、それは全てDV」という考え方が浸透し、客観的な判断が全くなされません。中には、「勝手に子どもの運動会を見に来た」「家族ドライブで運転中に、口を利いてくれなかった」「引き出しが3つしか開けてはいけない約束なのに、4つ目を開けた」などで訴えられている会員もいます。

これらははたしてDVなのでしょうか。信じられないことですが、我が国ではこんな内容で堂々と離婚調停や訴訟が提起され、親権・監護権はおろか、親子の面会交流すら拒否されています。

たとえ離婚や別居をしても、子どもの健全な成長に親子の交流は必要です。そのためにも、DVを悪用して子どもを連れ去り、親子を引き離す行為を無くさなければなりません。これ以上、不幸な親子を作らないために、以下の4点を要望します。

1. DVの客観的判断手順の作成 DVかどうかを正しく判断するために、客観的な基準を設定し、専門家による確認の手順を加えてください。特に精神的DVについては、「被害申立者」の主観的な意見でないかを見分ける手順を加えてください。

2. 保護命令の運用改善 保護命令の申請があった場合には、警察の捜査を義務付けてください。そして、警察による捜査の結果、緊急性の高いものではないことが判明した場合には、発令後でも一時保護をはじめとする行政による支援措置を即時に打ち切り、申請前の状態に戻してください。

3. 親子引き離しに繋がる行政支援措置の禁止 保護命令発令による「子への接近禁止」以外で、親子引き離しに繋がる行政の支援措置を禁止してください。

4. DV法悪用への罰則強化 親子の引き離しこそが、精神的DVです。離婚・別居に伴う親権・監護権の奪取のために、明らかに虚偽または我が儘と分かる申立てをした場合、悪意的な行為と認定し、その後の親権・監護権の決定に不利となるような、「友好親優先ルール」を確立してください。また、悪意による申請に協力した弁護士、医師、カウンセラー等関係者への罰則を導入してください。

平成24年2月19日
親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

* * * 講演会参加者からのコメント * * *

- ”親子引き離し”って、こんなに多いとは思わなかった。わたし達夫婦の共通の友人は妻の行動を”お金目的”DVを利用しての連れ去りとまで言っていた。自分に負けない決意ができた。
- 親子引き離しにDVを利用する事は（単独親権ゆえに）起こりうる事実と思っています。青木先生・江川弁護士等の講義は専門的で分かりやすかった。※共同親権になれば悪用DV等は減少すると思います。
- 診断書について、詳しく説明していただいて良かったです。
- DVを申し立てられたら、裁判になるまでの間にできることを考えていただきたい。仮に裁判で認められなくても、申し立てただけで親権も有利にできてしまうのは問題だ。
- 一人で悩んでいましたが、同じような不当な扱いを受けている方が多くいることで、心強く思いました。
- 私自身もされた虚偽のDV主張だが、私の場合調査官、裁判官共に相手に対し全く問題視していなかった。相手の感情だろうとあっさり返された。「訴訟」とはそのようなことが当然のようなものでなく、裁判官が正しない現状、本来の運営が出来ていない。弁護する弁護士には大きな不信感がある。今日はでっちあげのDVの被害の内容、ひどさに驚く。この様なことが成り立ち、その間で子供は犠牲になっている。大人として行政として、とても恥ずべきことで早期に解決すべき問題である。適切な処置するアメリカとは大きな違いだと思った。※アピールの4点とても適切で良いと思います。ありがとうございます。
- このような機会でもないと知りえないことなので、大変貴重な時間でした。場を設けて下さったことに感謝いたします。私など色々なことを思い出して、また怒りと悲しみで一杯になってしまいますが、客観的・理性的に運営されている様子は会の良いアピールにもなりますし、励みになる方も多いと思います。
- 本日はありがとうございました。最後のアピールに関して、2の警察の保護命令については、民事不介入の原則から、実現はかなり厳しいのではないかでしょうか。そもそも民事不介入なのに中途半端に介入している（被害届の受理など）点に問題を感じています。警察のたいほ後、事実確認をするという流れは、日本で運用（？）に違いがあると聞いたことがあります。

子どもの発達と時期

梅津 なみえ

子どもの発達は、一つひとつに意味があり、体得するに相応しい時期がある。

ケース1…満1歳を迎えたばかりのAくんは、お母さんが食事をこぼされるのが嫌だと言って、すべて食べさせてもらっていた。そんなAくんは目の前にお気に入りのお菓子を置かれてても、手をひらひらさせるだけで、「あーあー」と口に入れて欲しいと要求した。麻酔科医であるお母さんに「この時期から手づかみで食べさせないと、ドクターになっても血管確保もできない不器用な子になっちゃうわよ(笑)」と話すと、お母さんは苦笑して、その後は“清水の舞台から飛び降りる覚悟”(母談)で食事方法を変えてくれた。子どもの発達からすれば、自分で食事摂取をすることを獲得する大事な時期である。『食べ物を見ておいしそうと思う→手を伸ばしてつかみ、口に運ぶ→自分でできたことに満足感を得る→自分でできると自信をもつ…』という過程がある。子どもはいきなりこぼさずできるはずではなく、失敗と練習を重ねて目と手の協応がでけて、だんだんこぼさず食べられるようになっていくのである。

ケース2…私のかつての同僚が所長を務める学童保育所での一場面…少し肥満気味の小学3年生の女の子が、昇降口階段の数段上から、小柄な所長に「おんぶして」と言いながら背中に張り付いていった。所長は「はいはい」と言いながらどっこいしょ…と背負った。でも、女児はすぐに「降りる」と言い、そのあとは友達との鬼ごっこに交じっていった。ベテラン所長は、子どもの甘えたい気持ちを受け止めたのだ。そして、私にこうつぶやいた。「あの子ね、お母さんもお父さんも結構きびしくて、子どもの甘えとか失敗とか、拒否するときは怖いくらいなのよ…」。私は「じゃあ、あの子は大人になる前に所長に会えてよかったね。今だったらギリギリセーフかな(笑)?」と答えた。

子どもの発達にはそれを体得する「最適時期」があるが、「こころの発達」は、思春期を迎える前に、それまでの親子関係や育ちの“収支決算”をするのではないかと思う。これが“赤字決算”(十分甘えさせてもらっていない、気持ちを受け止めてもらっていない、自分の行動に自信をもたせてもらっていないなど)だとこの先に待っているのは、大荒れの思春期と言っても過言ではない。パパとママに抱きしめられ、愛情と生きることの自信を獲得できる時期は、実はとても短いと思う。

(NPO法人 保育支援センター 理事長)



